

2016年2月23日

地方創生のための知財活用の促進(特に中小企業支援)について

土生特許事務所
弁理士 土生 哲也

1. 「知財活用挑戦型」中小企業と「知財活用途上型」中小企業

- 前者は「グローバルニッチトップ」、後者は「下請け」「地場企業」が典型例
- 地域経済を支える「知財活用途上型」の活性化が「地方創生」の鍵

2. 「知財活用途上型」中小企業の「知的財産」への意識はなぜ高まらないのか？

- 「知的財産＝知的財産権」、「知財活用＝警告・ライセンス等の権利活用」という誤解 → 多くの「知財活用途上型」にとって「知的財産」は他人事

3. 「知財活用途上型」中小企業にとって知的財産への取組みは有効なのか？

- 知的財産への取組みには、販売力強化・モチベーション向上等の多様な効果
- 規模の小さい企業ほど、模倣・競合対策以外の多様な効果も活かすべき

4. 中小企業の知財活用促進を地方創生につなげるために

- 「知財活用途上型」への気づきの機会の創出
→ 「知的財産」以外の窓口からもアプローチ
- 知的財産への取組みの効果の多様性を、各々の企業の経営課題に活かすための仕組み作り（「啓発 → 個別支援」への連結）

【参考1】

知的財産の切り口から見た中小企業の2つのカテゴリー

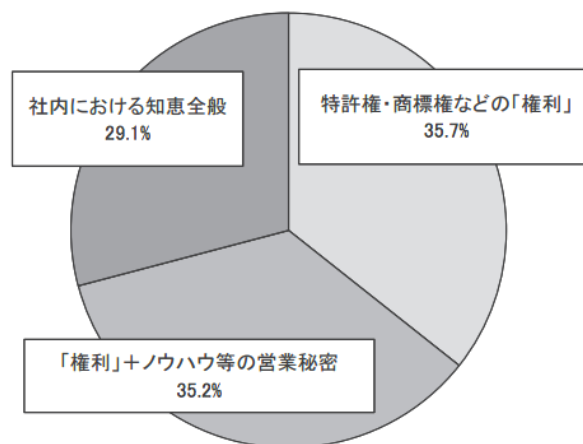
カテゴリー	性質	求められる支援
知財活用挑戦型	保有する知的財産を意識して権利化等を行い、それを活用して自社製品を主体的に開発・生産して、海外展開も含めた挑戦的な活動を行っている	高度な知財戦略の実践支援
知財活用途上型	権利化できるような知的財産を有しておらず、知的財産に対する意識も薄く、生産する製品や販路・取引先も固定的で、多くは下請けの立場にある	知的財産に対する意識啓発（「気づき」の機会創出）

（知的財産推進計画 2015 を参考に作成）

- 政策目的によって主なターゲットは異なる
産業競争力の強化 → 知財活用挑戦型
地方創生（地域経済の活性化） → 知財活用途上型
- 知財活用途上型＝大企業や知財活用挑戦型とは異なる視点の知財マネジメント
- 「意識のない」企業への啓発の機会をどのように創出するか？

【参考2】

中小企業は「知的財産」をどのように捉えているか？

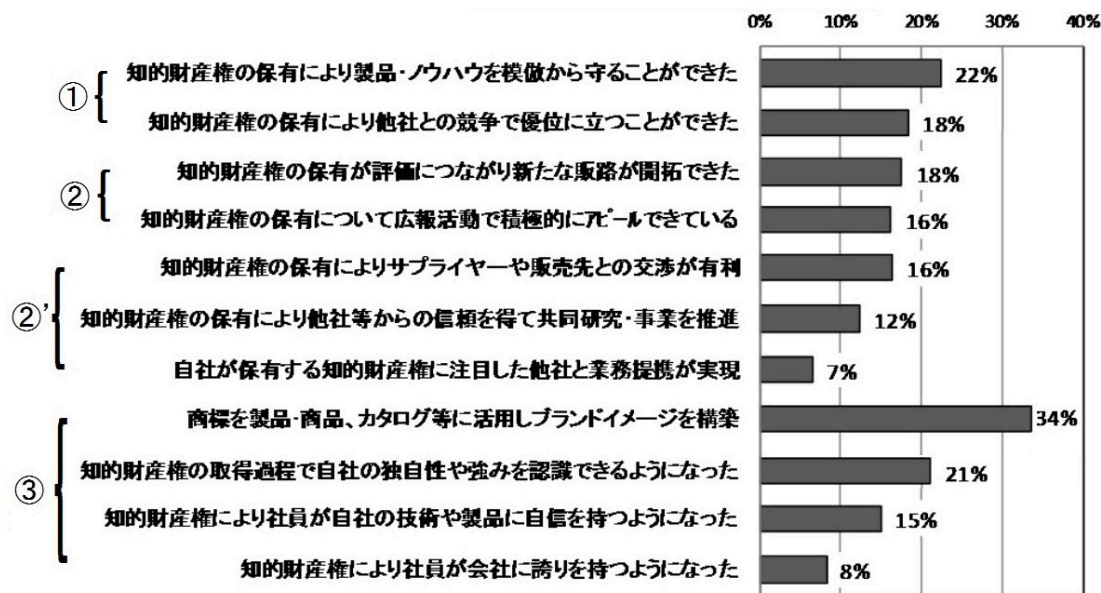


（2016年2月発行 東京商工会議所

「中小企業の戦略的知的財産活用に関する調査報告書」より）

【参考3】

知的財産への取組みによって生じる多様な効果



(2014年度 近畿経済産業局実施のアンケート調査結果から作成)

- ①は典型的な効果（模倣・競合対策）、②と②'は販売力強化につながる効果、③はモチベーション虚床につながる効果

(%)

知財権保有の効果／従業員数(人)	～30	31～100	101～
模倣から守ることができた	48.5	59.1	71.0
他社との競争で優位に	66.7	75.8	80.6
新たな販路を開拓できた	64.6	57.6	55.9
サプライヤー等との交渉が有利に	54.5	37.9	34.4
広報活動でアピールできる	53.5	45.5	41.9
他社との業務提携が実現された	33.3	22.7	18.3

(2011年度 近畿経済産業局実施のアンケート調査結果から作成)

- 規模が大きくなるほど、典型的な効果（模倣・競合対策）の重要性が増す
(∵競合の多い市場への参入により厳しい競争環境に置かれることが多い)
- その他の多様な効果は、規模の小さい企業ほど比率が高くなる
(∵規模が小さいと自社のPRや仲間作りの必要性が高くなる)

【参考4】

支援事業の例（これまで関わった事業の中から）

- ① 知財塾（四国経済産業局、関東経済産業局、高知県、島根県、愛知県等）
→ 地域の中小企業 5-10 社が集まり、5 回前後のセミナーで各社が知財に取り組む基本方針を取りまとめ、最終回に発表して意見交換を行う。意識啓発を実践につなげる仕組みとして、地域の中小企業間が交流する機会としても効果的。関東経済産業局では地域金融機関の協力（参加者募集や会場提供等）も得て実施中。
- ② 認定支援機関向けセミナー（関東経済産業局，2013～2014 年度）
→ 多くの中小企業と接点のある地域金融機関や会計事務所等の認定支援機関向けに、知的財産への取り組みの効果の多様性を伝えるセミナーを 1 都 10 県で実施。
- ③ 知財活用ビジネスプラン作成セミナー（沖縄総合事務局，2015 年度）
→ 地域金融機関向けの啓発セミナーと中小企業向けの知財活用ビジネスプラン作成セミナーを連続して実施（金融機関から顧客への声かけによる潜在層へのアプローチを狙う）。
- ④ 横浜知財みらい企業支援事業（横浜市，2011 年度～）
→ 保有する知的財産の評価ではなく、特許庁が提言したモデルに基づき知的財産に取り組む目的・体制や成果を評価して、所定の基準を満たす企業を「横浜知財みらい企業」と認定。認定を受けると様々な支援制度を利用できる。
- ⑤ 知財マッチング（いわゆる「川崎モデル」）の全国展開（川崎市，特許庁）
→ 大企業の開放特許を活用した中小企業の自社製品開発を仲介・支援する。中小企業（特に「知財活用途上型」）の活性化に有効な仕組みとして注目されている。

（自己紹介）

- 1989-2001 年 日本政策投資銀行（日本開発銀行）に勤務して、主にベンチャーファイナンスを担当。
- 2001 年- 土生特許事務所（<http://www.ipv.jp/>）を開業、中小・ベンチャー企業の特許出願等の代理人業務の他、特許庁や経済産業局等の中小企業知財支援事業の委員・講師を多数務め、事例集・マニュアル・地域の知財戦略の取りまとめにも携わる。著書に「元気な中小企業はここが違う！」（金融財政事情研究会）等。